

<他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例>

○協定間連携による農事組合法人設立とその横断的活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	広島県三次市布野町 <small>みよししふのちよう</small> 本谷 <small>ほんたに</small>			
協定面積 36.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻・飼料作物			
交付金額 701万円	個人配分			48%
	共同取組活動 (52%)	役員報酬		3%
		有害鳥獣対策費 (柵・おりの設置)		11%
		共同防除		14%
その他		24%		
協定参加者	農業者 25人、(農)本谷 (構成員46人)			開始：平成12年度
人農地プランの作成状況	作成していない			

2. 取組に至る経緯

当該集落は、島根県境に位置し、国道から入った谷筋の3つの集落からなる集落協定で、昭和50年代～60年代にはほ場整備を実施した水稻主体の地域。

地域をどうやって維持していくかを模索している中、平成12年度に中山間地域等直接支払制度が開始され、この制度の取組が地域の将来に有益と判断し、取組を開始。

地域の維持には金銭的余裕は必要であり、取組をきっかけに集落営農体制も強化され、理想的な道を歩んでいると実感。

第2期対策から、谷毎にあった集落協定(小規模・高齢化集落を含む3協定)とそれぞれの営農組合も統合。県内で法人設立の機運が高まる中、当該集落でも協定統合を契機に意識が高まり、協定参加者のほとんどが構成員となる農事組合法人「本谷」を平成19年度に設立。第3期対策も集落を守る体制をより強化するため、集落ぐるみで取り組んでいる。

3. 取組の内容

○隣接集落協定に属する農事組合法人との連携

- ・隣接する集落協定同士でそれぞれに属する農事組合法人を互いの協定のC要件のサポート者と位置づけ、小規模・高齢化集落を含めた協定農用地の持続的な維持管理体制を構築。
- ・所有する汎用及び特殊農業機械の賃貸借の実施、共同購入の検討。
- ・地域内ブランド米「横谷米」の生産拡大、PRのための都市農村交流。

○水稻の共同防除(基幹防除の農薬代と作業料金)

○環境保全型農業の実践(堆きゅう肥の施用)

○鳥獣害被害対策(イノシシ被害防止柵・おりの設置費用)



【協定農用地】



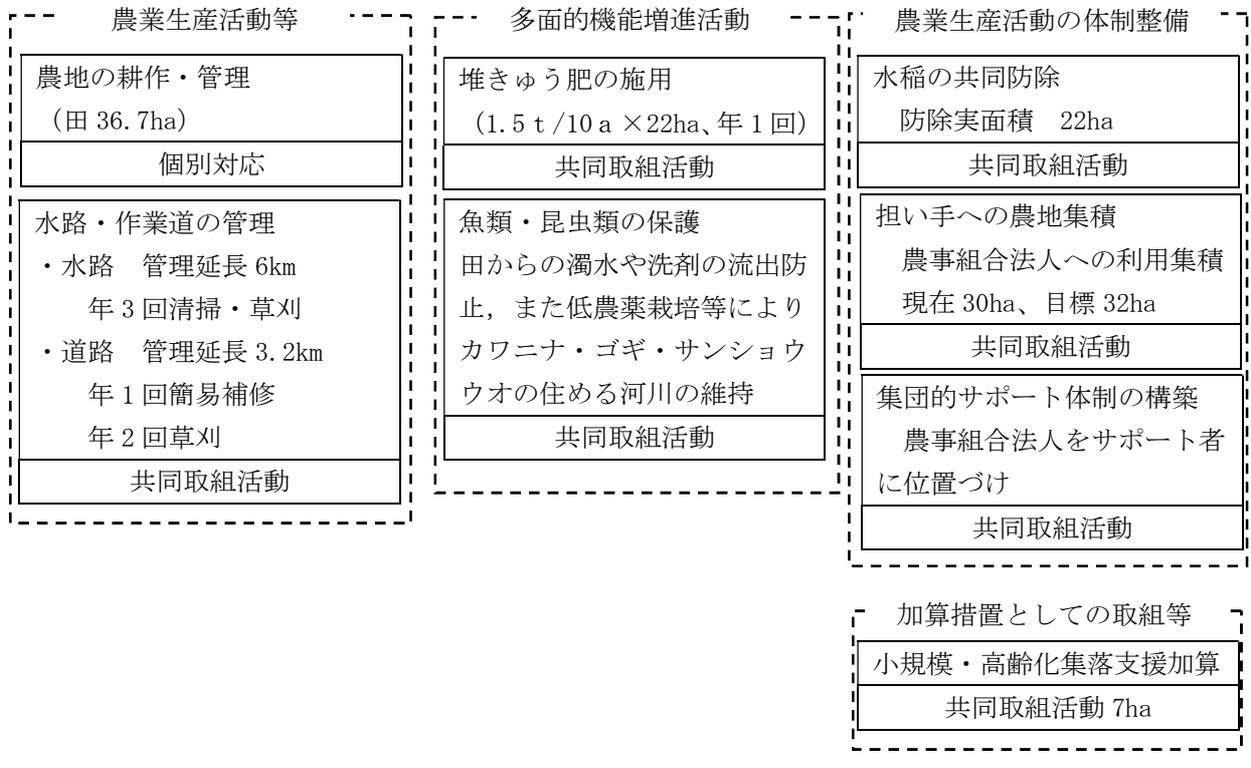
【横谷米PRのための都市農村交流活動】

【集落の将来像】

○地域の実情に即した持続的な農業生産活動の体制整備

【将来像を実現するための活動目標】

○共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備：（農）本谷を中心とした集落ぐるみでの維持



集落外との連携

- 隣接協定に属する法人をサポート者に位置づけ、確実な協定農用地の維持体制を確保
- 隣接協定とブランド米「横谷米」の生産拡大
- 隣接協定の法人と機械の共同利用を推進

4. 今後の課題等

冬場の降雪量が多く、また、集落に山が迫る地域であり、集落の維持は困難が多いが、農事組合法人を中心として水稻以外の作物生産を始めるなど、集落の維持に取り組んでいる。ただ、次代の担い手確保は喫緊の課題であり、田植え・収穫等の際に、町外転出者に集落の農作業に出てもらい、農業経験及び地域とのつながりを積み上げてもらうことで、地域の維持につなげていきたい。

【第2期対策の主な成果】

- ・農事組合法人「本谷」の設立：利用権設定面積 27.5ha（現在約30ha）